

第 6 章 計画の推進・進行管理

本章では、本計画を効率的・効果的に推進するため、都市再生特別措置法第 81 条第 2 項第 2 号および第 3 号に基づく誘導施設の立地や居住者の居住を誘導するための「施策」を定めます。また、計画を評価するための指標（目標値）や、進捗管理の方法について定めます。

6.1 柏崎版コンパクトシティの実現に向けて

6.2 誘導施策

6.3 計画の評価方法および管理

6.3.1 評価指標（目標値）の設定

6.3.2 目標の達成により期待される効果

6.4 計画の効果的な推進

6.4.1 計画の進捗管理

6.4.2 多様な主体の連携・協働の推進

6.4.3 わかりやすい情報発信

第6章 計画の推進・進行管理

6.1 柏崎版コンパクトシティの実現に向けて

第2章で検討した本市の現状と課題、将来見通しを踏まえ、第3章ではまちづくりの方針(ターゲット)と施策・誘導方針(ストーリー)を定めました。また、第4章では、将来、柏崎市で暮らし続けられるため、都市機能誘導施設・区域や居住誘導区域を定めました。

厳しい財政状況の中、計画を着実に実行するため、評価項目と目標値を定め、施策を実施していきます。

コラム



柏崎版コンパクトシティとは ～持続可能な都市を目指して～

私たちは、市民のみなさまの身近にいて、様々な健康問題に対応する“まちを治す医者＝まち医者”です。

第2章では、カラダに関する様々なデータを収集し、このまま放置しておくとお病になってしまうことが明らかとなり、第3章および第4章では、おおむね20年後に目標とする健康状態と体形を定めました。本章では、その目標を達成するために、何に努力するか、また、定期的に健康状態を把握するための目標値を定めます。

まち医者は、治療のみでなく病気の予防やリハビリ等を手掛け、必要な専門性を判断し最先端医療との橋渡しなどを行います。また、術後のケアにより治療の効果が持続していることを確認します。そのほか、患者であるまちは、予防接種により社会全体の流行を防ぐ協力も必要です。

自然の中で過ごす、健康効果や幸福感が得られると言われていますが、豊かな自然に恵まれている本市は、ココロもカラダも健康になる環境が整っており、あとはほんの少し意識を変えて、日頃から健康に留意し、病気になりにくいカラダをつくるのが重要です。

本章で示す“施策”とは、私たちがこれからも柏崎市で安全安心して暮らし続けるために、市民の皆様も“まち医者”仲間として、力をあわせて一緒にまちづくりを進めていくための“処方箋”のひとつとなります。

現状把握 (診察)

- ・最新技術の活用
- ・市民・事業者の協力

ポイント1

まち(カラダ)の状況を様々な方法で把握(診察)します。
(まちを評価(診断)し、的確な施策(処置)を講ずるための手段)

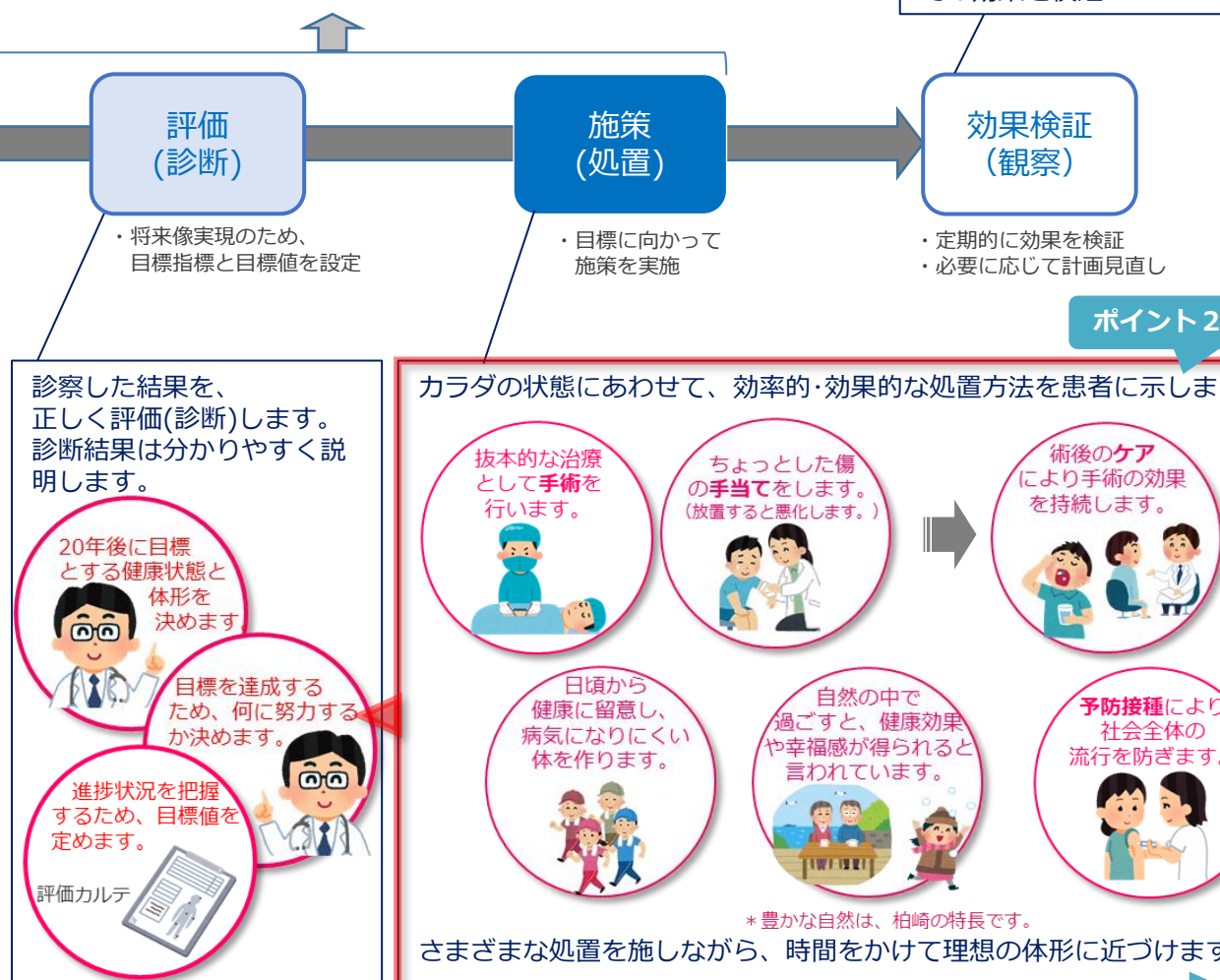


【ポイント1】 最新技術や市民の協力により効率的・効果的な現状分析

【ポイント2】 目標達成のため最適な手法の選択と取組施策の重点化

【ポイント3】 時間軸をもってまちなかの暮らしやすさを向上

次のページに本計画の見取りとして示します



ポイント3

施策展開の見取り

本市の課題解決のため、“若者・子育て世代が紡ぐ柏崎スタイル”をまちづくりの方針（ターゲット）に据え、本市の持続可能性を確保するために、暮らしや魅力向上に必要な誘導施設を維持・誘導する都市機能誘導区域や、将来にわたって人口密度を維持するエリアとして居住誘導区域を定めました。

居住誘導区域は、用途地域の人口密度を、よりコンパクトな市街地のカタチで将来にわたって維持することにより、医療・商業等の都市機能が持続可能となる圏域人口を確保していく区域（大きさ）で設定しています。

ターゲット・ストーリー

<まちづくりの基本方針(ターゲット)>



若者・子育て世代が紡ぐ^{つむ}柏崎スタイル

～安心・便利・楽しい まちなかの暮らし～



<解決すべき3つの課題>

1 若者・子育て世代の減少による地域の支える力の低下への対応

2 中心市街地の空洞化・市街地の拡散による都市経営の持続性低下への対応

3 柏崎市の強み・特長を活かした新たな時代との融合

<解決のための施策・誘導方針(ストーリー)>

若者・子育て世代を始め多世代が集える
魅力あるまちなか形成
～資源を「磨く」まちづくり～

安全・安心のもとで、住みたい・住み続けたい
まちをかなえる環境整備
～豊かな暮らしを将来に「つなぐ」まちづくり～

まちぐるみで、エネルギーや新技術の
積極的な活用推進
～地域の力を「育てる」まちづくり～

都市機能誘導施設・区域、居住誘導区域

都市機能誘導

- ✓ 生活するうえで市に1つ、まちなかにしかない施設を今後も維持・強化
- ✓ 上記には、楽しく潤いある暮らしに資するスポーツ施設も含む（**柏崎市の特徴!**）
- ✓ さらに、子育て世代にとって必要な施設（幼稚園・保育所や小児科を備えた診療所）等は、誘導施設に設定し、今後も維持・強化

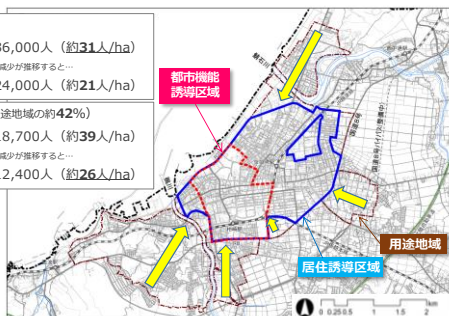
面積
約**190**ha

居住誘導

- ✓ 人口減少が見通される中、暮らし働きやすいまちなかを支える周辺人口の確保、都市基盤ストックの有効活用、災害等に関する安全性の確保の観点から、**将来にわたって人口密度を維持するエリアを居住誘導区域に設定**
- ✓ **居住誘導区域は、特に若者・子育て世代の居住を促進**

面積
約**470**ha

用途地域	■面積：約1,123ha
	■人口：2015年 約36,000人（約31人/ha） ↓このまま人口減少が推移すると… 2040年 約24,000人（約21人/ha）
居住誘導区域	■面積：約470ha（用途地域の約42%）
	■人口：2015年 約18,700人（約39人/ha） ↓このまま人口減少が推移すると… 2040年 約12,400人（約26人/ha）



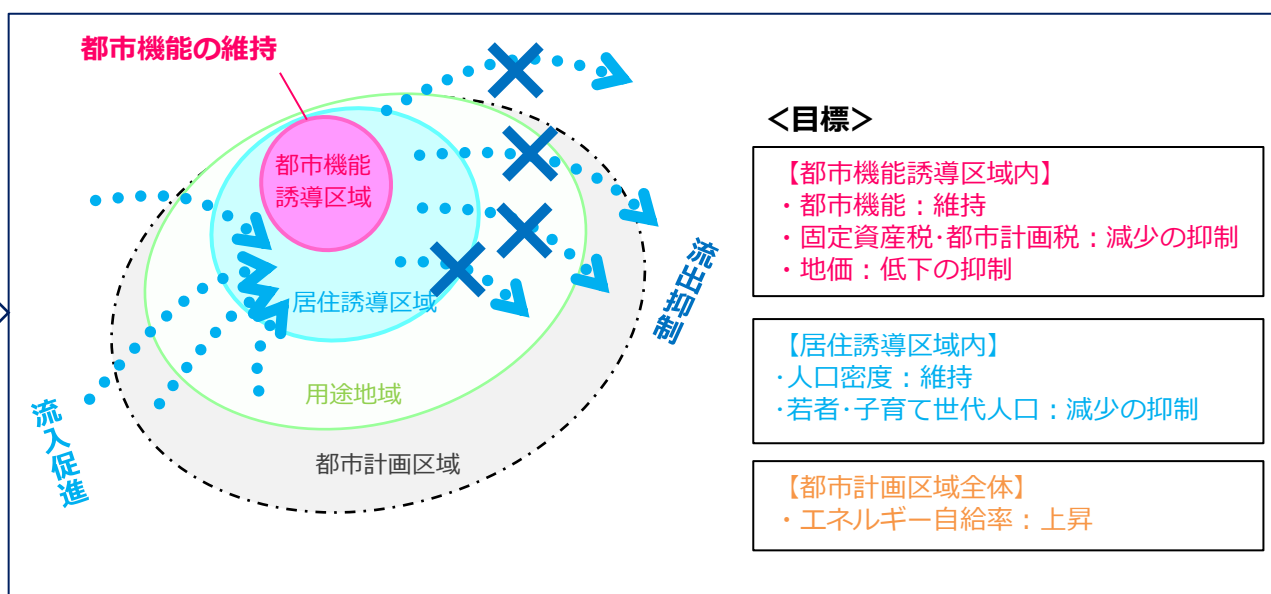
▼暮らしのイメージ （都市機能誘導区域）



（居住誘導区域）



誘導方針(ストーリー)に基づき、様々な施策に取り組むことで、居住誘導区域内からの人口流出を抑制します。また、区域外からの人口流入を促進させることで、人口密度の維持や区域内の地価の下落を抑制し、持続可能な都市経営を目指します。



図：施策展開のイメージ

【柏崎版コンパクトシティの実現に向けて】

ポイント1 最新技術や市民の協力により効率的・効果的な現状分析

まちづくりを効率的・効果的に進めるためには、まちの状況を的確に把握し、分析する必要があります。従来手法の統計データやアンケート調査の結果以外にも、最新技術の活用や市民、事業者の協力により効率的・効果的な状況把握・分析を行います。

ポイント2 目標達成のため最適な手法の選択と取組施策の重点化

評価分析に基づき、その課題解決のため最適な手法を選択し、確実に計画を推進することが重要です。また、将来にわたり安全安心して快適に住み続けられるまちを目指し、取組施策の重点化を図ります。

ポイント3 時間軸をもってまちなかの暮らしやすさを向上

まちなかは、本市内の中でも利便性の高いエリアですが、まち全体が老朽化し、“住環境”や“価格”の面から、住み替えのタイミングで郊外を選択している世帯が多い現状です。時間軸をもったまちのイメージを市民の皆様と共有し、ハード・ソフトを組み合わせ、効率的・効果的な手法を選択し、暮らしやすさを向上させる取組を計画的に推進します。

【ポイント①】最新技術や市民の協力により効率的・効果的な現状分析

手法 1 統計データの活用(従来手法)+アンケート調査 等

…従来手法

人口動向、地価動向、市民満足度等について、特別な調査をせずに、簡便に状況を把握します。
人口動向は、5年に1度行われる国勢調査のほか、毎月市が集計する住民基本台帳人口により確認します。

地価動向は、毎年国・県が調査する公示地価・基準地価を確認します。

また、経年で市が実施するアンケート調査を活用して、市民満足度を確認します。

手法 2 最新技術の活用

…最新デジタル技術の活用

私たちの生活は、デジタル化の進展により、より良い方向に変化しています。

(このことを、DX（デジタルトランスフォーメーション）といいます。)

データの把握に当たっては、最新のデジタル技術を活用します。例えば、統計データを地域ごとにより分かりやすく示す都市構造可視化などがあります。

手法 3 市民・事業者との連携(届出制度)

…柏崎市オリジナル(開発事前相談制度)

本市では、「開発行為指導要綱」に基づいて、建築物の建築等を目的とした 3,000 m²以上の開発行為を行う場合、都市計画区域内外に関わらず事前相談、事前協議を行うこととしています。

(県内では柏崎市のみの運用)

これに加え、立地適正化計画を定めると、誘導区域外において誘導施設を建築する行為や、一定規模以上の開発行為を行う場合、取組 5 で示す届出を行っていただくことになります。

このように、事前相談等において、本計画を改めて市民や事業者の説明し、市街地拡大を抑制していきます。

手法 4 連絡調整体制の強化

…国・県・市の定期的な連絡調整の場は県内初！

本計画は、様々な分野に関連する計画です。したがって分野間の連携が必要です。

さらに、公共施設には本市だけでなく、国・県の施設や事業もあり、人口減少下において公共施設の集約や再編、再配置等の検討には、行政間の連携も必要です。

このように、多様な関係機関との連携を図ることが重要です。

【ポイント②】目標達成のため最適な手法の選択と取組施策の重点化

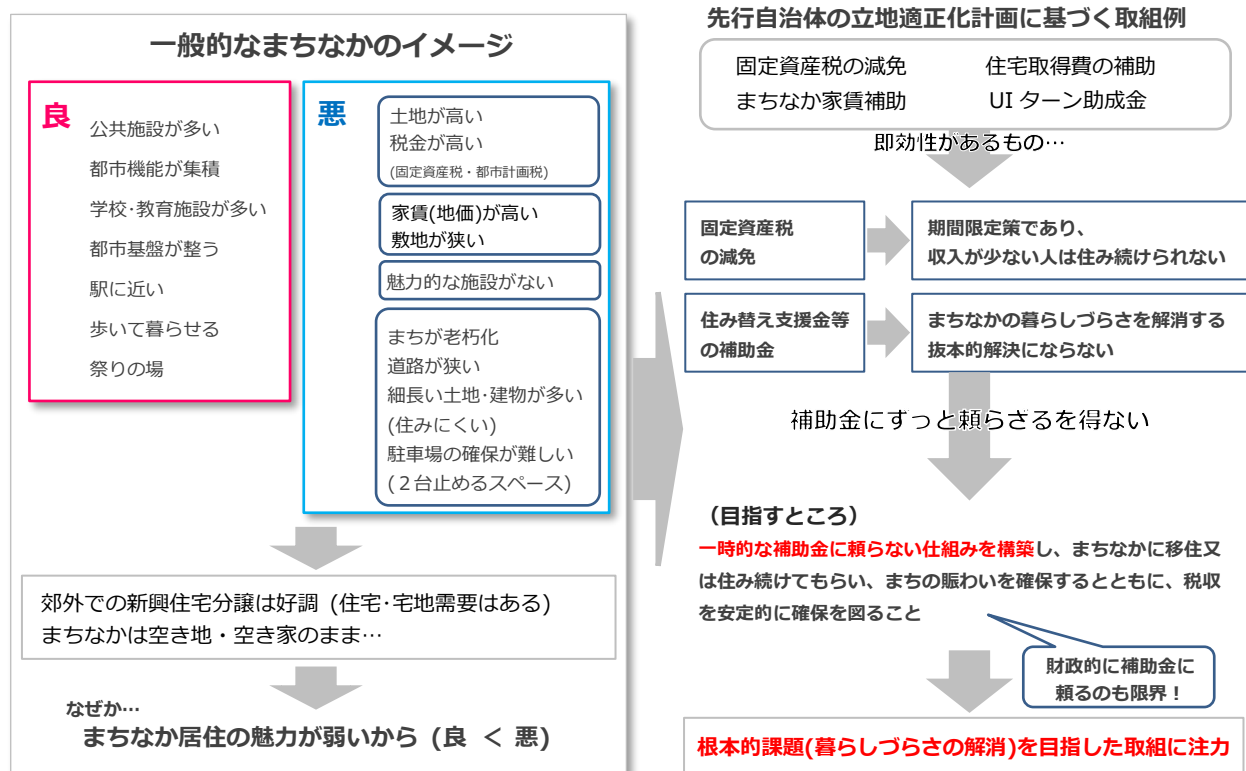
- 目標達成のため、最適な手法を選択

厳しい財政状況の中、老朽化が進んだ都市基盤を使い続けるにも限界があります。将来を見通した中で、計画的なまちづくりを進めるため、評価分析に基づき最適な手法を選択しまちづくりを進めます。また、市民のみなさまに理解してもらうため、策定過程をわかりやすく情報発信します。

ハード系	ソフト(施策)系	ソフト(補助金)系
抜本的に建替えたり修復することで、まちのカタチを変えるもの * その後のメンテナンス(維持管理)含む	規制と誘導により、まちのカタチを緩やかに変えたり、取組等により資源の価値を高めたりするもの * まちのカタチを変えた後の価値の継続含む	補助金等を活用して、まちのカタチを変える素地をつくる(後押しをする)もの

- 取組施策の重点化の考え方

居住誘導施策として、固定資産税の減免や住宅取得の助成を行うことも考えられます。しかしながら、まちのカタチを変えない補助金制度は、一時的な即効性はあるものの、暮らしづらさの根本解決には至らず、将来にわたり補助金に頼らざるを得ない状況に陥る可能性があります。そこで、本市ではまちの暮らしづらさの根本的課題解決に注力した取組を重点的に進めます。



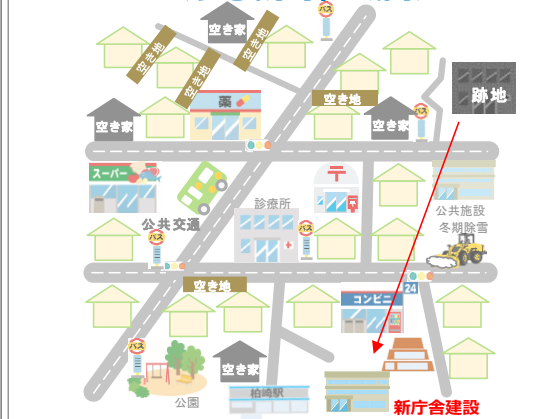
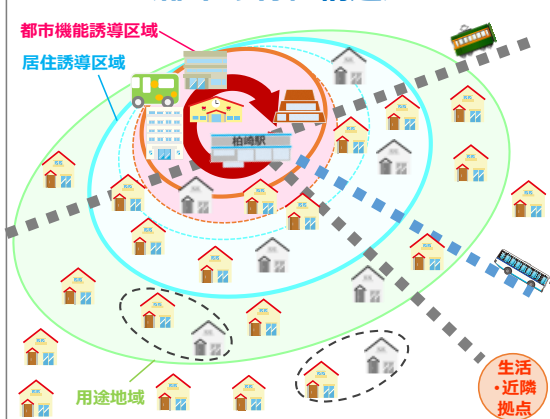
【ポイント③】時間軸をもってまちなかの暮らしやすさを向上

ハード・ソフト施策を組み合わせ、効率的・効果的な手法を選択し、暮らしやすさを向上させるまちの“カタチ”を変える取組を、時間軸をもって計画的に推進します。

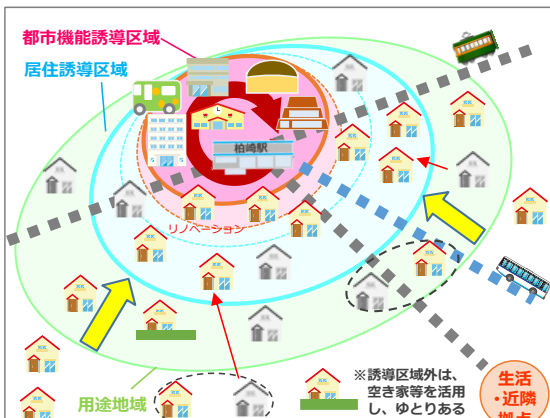
<都市の骨格構造>

<うち誘導区域内>

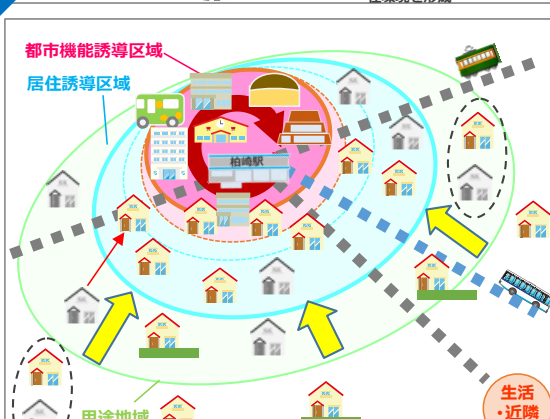
現状（R2（2020）年）



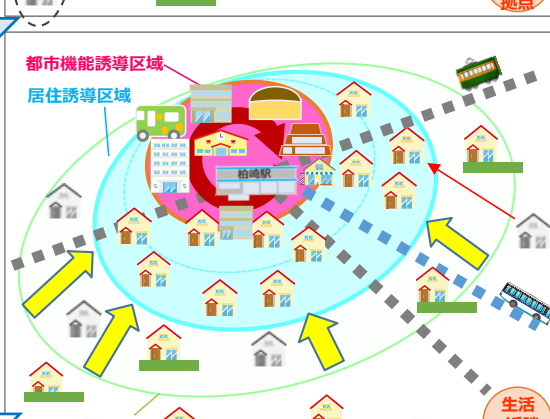
短期（5年）



中期（10年）



長期（20年）





6.2 誘導施策

柏崎版コンパクトシティの実現に向けて、ポイント③のように、時間軸をもってまちなかの暮らしやすさを向上します。

具体的には以下の施策を講じます。また、次のページ以降では、取組ごとに具体的な施策の内容を詳述します。（関連する施策・誘導方針は塗りつぶしで濃く表示しています。）

表：施策一覧

誘導施策	実施時期の目標			施策・誘導方針の対応			
	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	磨く	つなぐ	育てる	関連計画
取組 1：旧庁舎跡地の利活用 (市、国の補助金活用)				○		○	○
取組 2：駅前空間の利活用 (市、国の補助金活用)	 (検討)			○			
取組 3：公共施設の集約・再編・ 長寿命化 (市)				○	○		
取組 4：空き地・空き家の有効活用 (市、民間)				○	○		
取組 5：届出制度を活用したまち の動向把握 (市)				○	○		
取組 6：都市計画の見直し (市)				○	○		
取組 7：歩いて楽しいまちづくり (市、民間)				○			
取組 8：次世代エネルギーの活用 (市、民間)						○	○
取組 9：防災指針に基づく取組 (県・市)				○	○		○
取組 10：公共交通計画との連携 (市、民間)				○	○	○	○
取組 11：都市計画区域外との連携 (市、民間)						○	○
取組 12：現行の他計画に基づく取 組との連携連携 (市)				○	○	○	○

凡 例

磨く

：都市機能誘導区域に関連する施策

つなぐ

：居住誘導区域に関連する施策

育てる

：都市機能誘導区域、居住誘導区域の両方に関連する施策

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

【取組1】旧庁舎跡地の利活用

施策・誘導方針の対応	磨く つなぐ 育てる	スケジュール	短期(5年)	国の支援を活用した整備(拠点形成)
施策実施エリア	☒ 都市機能誘導区域 ☐ 居住誘導区域		中期(10年)	—
			長期(20年)	—

柏崎市役所庁舎は、令和3(2021)年1月にJR柏崎駅前に移転し、文化会館アルフォーレなど一体となって、新たな核を形成しています。

都市機能誘導区域内にある旧庁舎跡地は、本市の魅力・にぎわい・活力を増進させるレクリエーション・スポーツ拠点に近接し、また、柏崎高等学校、柏崎工業高校への柏崎駅からの通学経路上にあります。

この旧庁舎跡地を、人が集まり新たな活動・交流を生む柏崎の中心拠点のひとつとして、まちなかの魅力・求心力を高めるためのリードプロジェクトとして短期(5年)の期間に官民連携で取り組みます。

なお、本プロジェクトは、立地適正化計画に基づく取組に対する国の支援措置(都市構造再編集集中支援事業)を活用し、重点的なまちづくりを推進します。



図：施策実施エリア
(旧庁舎跡地周辺図)

(仮称) 柏崎セントラルガーデン ～人が集まり新たな活動・交流を生む柏崎の中心拠点～

- 旧庁舎跡地は、スポーツや地域活動を行える公共施設を取り入れ、再生可能エネルギーの活用や子育て世代、若者・女性の集客を重視した、人が集まり活動・交流を生む拠点として活用することを目指します。



図：旧庁舎跡地利活用のコンセプト

(参考) 活用可能な国の支援措置

- ▶都市構造再編集集中支援事業(個別支援制度)：補助率 1/2(都市機能誘導区域内)

【取組2】駅前空間の利活用

施策・誘導方針の対応	磨く つなぐ 育てる	スケジュール	短期(5年)	利活用方策の検討
施策実施エリア	☒ 都市機能誘導区域		中期(10年)	利活用方策の検討の具体化
	☐ 居住誘導区域		長期(20年)	利活用の推進(拠点形成)

1日当たり約3,000人(H30(2018))に利用される柏崎駅をはじめ、市内の主要な交通結節点である柏崎駅前は、柏崎の顔としての役割を担っています。

土地区画整理事業区域内には、市役所庁舎建設のための作業事務所としての暫定利用の役割を終えた街区が未利用地として残されています。また、バスターミナルなどがある駅前空間も、老朽化が進んでいます。

今後、これら用地の利活用方策を一体的に検討し、柏崎の玄関口にふさわしい顔づくりを行い、拠点性を向上させ、魅力あるまちなか形成を推進します。



図：施策実施エリア（利活用を図るおおむねの範囲）

【取組3】公共施設の集約・再編・長寿命化

施策・誘導方針の対応	磨く つなぐ 育てる	スケジュール	短期(5年)	公共施設等総合管理計画(個別計画)の検討～実施
施策実施エリア	☑ 都市機能誘導区域		中期(10年)	(継続的な取組)
	☑ 居住誘導区域		長期(20年)	(継続的な取組)

－公共施設の集約・再編－

本市には、約500の公共施設が立地していますが、今後施設老朽化に伴う更新時期を迎えます。また、人口減少等の社会状況の変化により、役割を終えた公共施設の統廃合などの施設再編を図っていくことになります。

「柏崎市公共施設等総合管理計画」を踏まえた「個別施設計画」の検討に際しては、都市計画区域内における広域的な公共の都市施設を更新する場合は、都市機能誘導区域への立地誘導を推進するなど、密に連携します。

■「(仮称)新潟県柏崎市内に位置する公共施設等に関する連絡会」の設置

本市が保有し、管理・運営を行っている公共施設のほか、合同庁舎、地域振興局、警察署など国・県が保有し、管理・運営を行っている施設も多く立地しています。現状では、管理・運営主体ごとに公共施設マネジメントを行っていますが、多様な管理・運営主体が連携を図ることで、建替用地の供出や集約・複合化など、公共施設等の再編が効率的に行えるようになります。

そのため、本市内の公共施設の更新を検討する際に、関係する施設の管理・運営主体が連携・情報交換を行う場として「(仮称)柏崎市内の公共施設等に関する連絡調整会議」の設置を検討します。

＜関連計画＞
・ 柏崎市公共施設等総合管理計画
(R2(2020).3 一部改訂)

－公共施設の長寿命化－

公共施設の集約・再編とあわせ、当面存置となる施設は長寿命化を図ります。

ハコモノ施設のほか、道路・橋りょう・上下水道などのインフラ施設もありますが、特に誘導区域内や誘導区域を支える都市基盤は、長く安全・安心に使えるように配慮します。

＜関連計画＞
・ 柏崎市公共施設等総合管理計画
(R2(2020).3 一部改訂)
・ 柏崎市都市公園施設長寿命化計画
(H31(2019).3 策定)
・ 柏崎市橋梁長寿命化修繕計画
(R2(2020).3 一部改訂)

【取組4】空き地・空き家の有効活用

施策・誘導方針の対応	磨く つなぐ 育てる	スケジュール	短期(5年)	活用方策の検討～活用(スポンジ化の解消)
施策実施エリア	☒ 都市機能誘導区域 ☒ 居住誘導区域		中期(10年)	(継続的な取組)
			長期(20年)	(継続的な取組)

～空き地～ ～集約化により小さな取組を推進～

まちなかには、大規模な空き地のほか、住宅・事業所等の撤去後の空き地が数多く点在しています。その形状は、間口が狭く、未利用のまま更地となっていたり、駐車場として暫定利用されていたりと、利用状況も様々となっています。

これら空き地（低未利用地）を、まちなか再編に有効な資源と捉え、所有者にとってもまちにとっても有効的な利活用ができるような win-win の方策を検討します。具体的には、地域の不動産会社等との情報共有、話し合いの場を設けるところから始め、使いやすい土地への集約等も視野に入れ、それぞれの土地に適した利活用方策を検討し、小さな取組につなげていきます。

所有者等の地域主体の取組になりますが、市は、その第一歩として、情報共有、話し合いの場の設置を検討します。

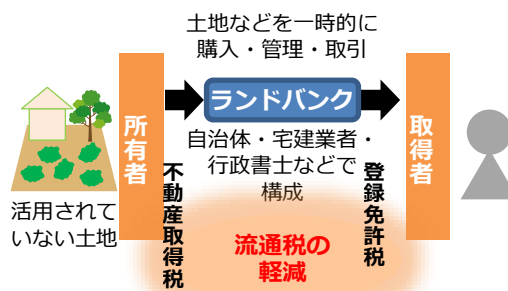


今後、空き地の有効活用を推進するための市独自の支援策を検討

- ▶ (例) 固定資産税・都市計画税の減免、開発手数料の免除、狭い道路の解消など道路整備を伴う場合の整備費補助 等

■空き地活用にかかる税制支援（ランドバンク）

ランドバンクは、主に自治体や地域の自治会、宅建業者、行政書士や司法書士などで構成される組織です。管理不全で空き地になっている土地を、所有者に提案して登録してもらったり、草木の伐採や建物の除去など適切に管理した上で、希望者に情報提供したりするなど取引をマッチングする役割を担います。



図：ランドバンクのイメージ

令和4(2022)年度から、ランドバンクが土地や建物を購入する際にかかる不動産取得税を軽減するといった特例措置が創設される見通しとなっており、この税制支援を後押しに、ランドバンクの組成について検討します。

～空き家～ ～リノベーションの推進～

「空き家実態調査（平成 29(2017)年 3 月）」によると、おおむね用途地域にあたる旧柏崎地区（中央・比角・半田・枇杷島・剣野・大洲・鯨波地域）には 500 件余の空き家が確認されています。「柏崎市空き家等対策計画（平成 30(2018)年 3 月）」による危険空き家の撤去の推進とあわせて、再利用が可能な場合は、地域活性化につながる空き家として活用を図るなど、両輪での対応が必要です。

空き家の活用に当たっては、これまで取り組んできた「空き家バンク事業」に継続的に取り組むほか、機能・価値の再生等のための改修を行うリノベーションを推進するための、支援方策を検討します。

今後、空き家の有効活用の推進に資する市独自の支援策を検討

▶（例）リノベーション補助 等

■継続的な取組

●危険空き家の撤去



●空き家バンク事業



【取組5】届出制度を活用したまちの動向把握

施策・誘導方針の対応	磨く つなぐ 育てる	スケジュール	短期(5年)	届出制度の運用
施策実施エリア	☒ 都市機能誘導区域 ☒ 居住誘導区域		中期(10年)	(継続的な取組)
			長期(20年)	(継続的な取組)

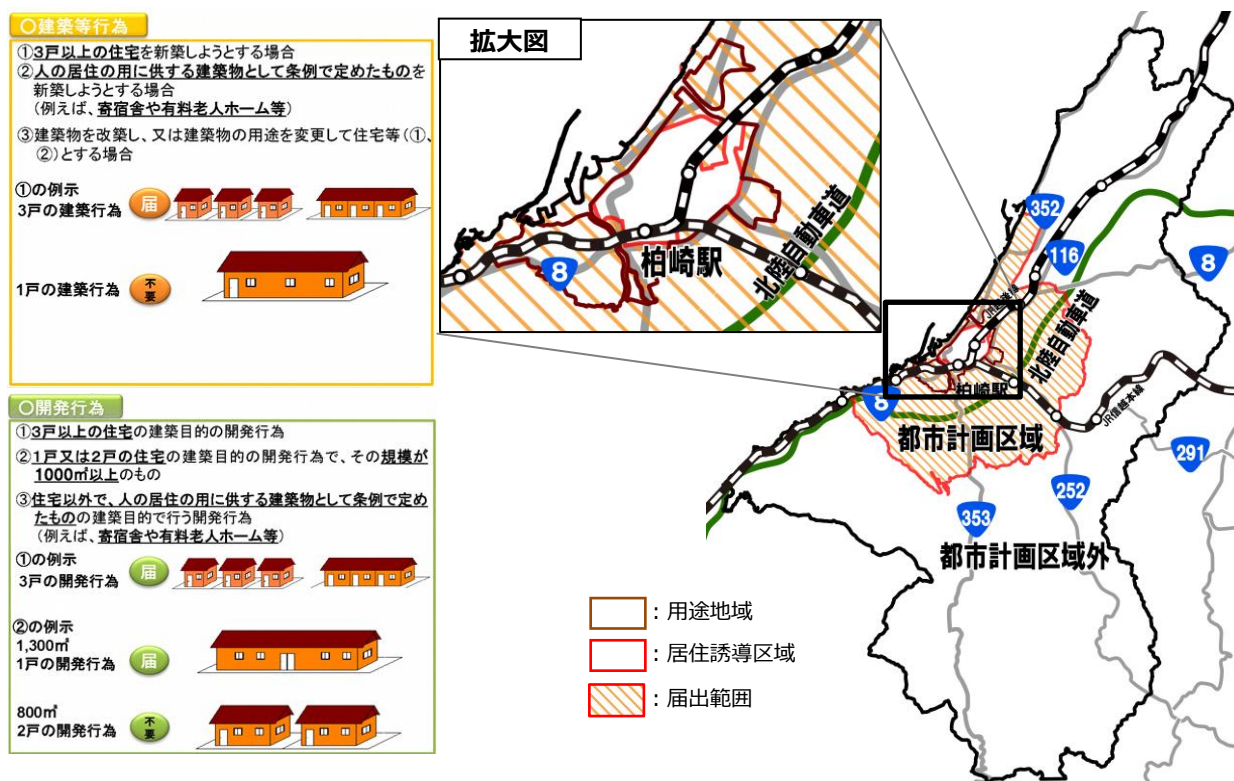
居住および都市機能の立地の適正化を図るため、都市再生特別措置法の規定に基づき、市長への届出が必要となります。

具体的には、以下の建築行為又は開発行為を行おうとする場合に、原則としてこれらの行為に着手する30日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。届出内容に支障がある場合は調整を行い、調整の結果、必要に応じて勧告を行います。また、届出義務については本計画の公表時から発生します。

さらに、都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、休止し、又は廃止しようとする日の30日前までにその旨を市長に届け出なければなりません。市長は、届出があった場合において、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該休止し、又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることができます。当該措置は、既存建物・設備の有効活用など機能維持に向けて対処する機会を確保するためのものです。

■居住誘導区域外：住宅の建築等にかかる届出（都市再生特別措置法第88条による規定）

- 居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、以下の居住誘導区域外で行われる一定規模以上の建築行為又は開発行為を行おうとする場合に必要



■都市機能誘導区域外：誘導施設の建築等にかかる届出

(都市再生特別措置法第108条による規定)

- 都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の建築行為又は開発行為を行おうとする場合に必要
- また、都市機能誘導区域内の誘導施設を休止・廃止する場合に必要

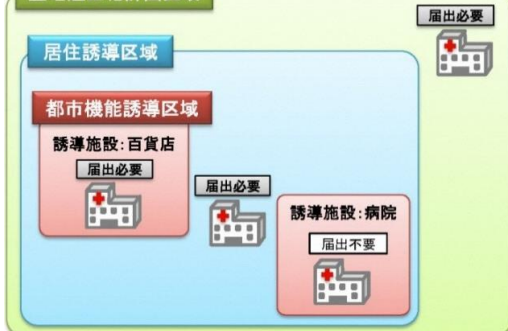
○開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合。

○開発行為以外

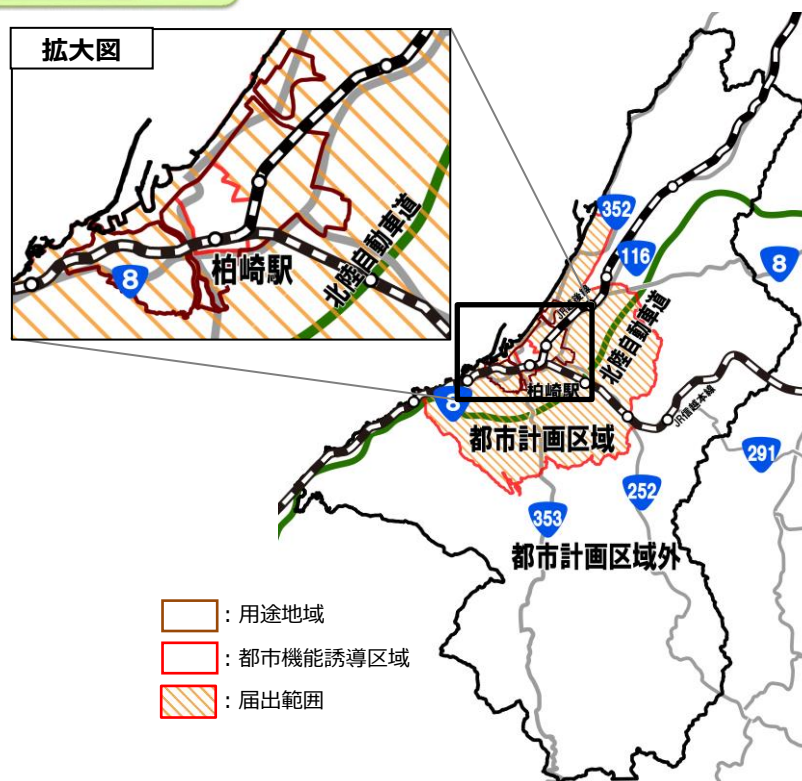
- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

立地適正化計画区域



届出対象施設（誘導施設）

- ▶文化・交流施設
(市民ホール・会館、図書館、コミュニティセンター)
- ▶スポーツ施設
- ▶病院・診療所（内科・外科、小児科、産婦人科）
- ▶健康福祉施設
- ▶子育て支援施設
- ▶幼稚園・保育所
- ▶生鮮三品を取り扱うスーパーマーケット
(1,000㎡以上)
- ▶市役所等行政施設



図：届出範囲

【取組6】都市計画の見直し

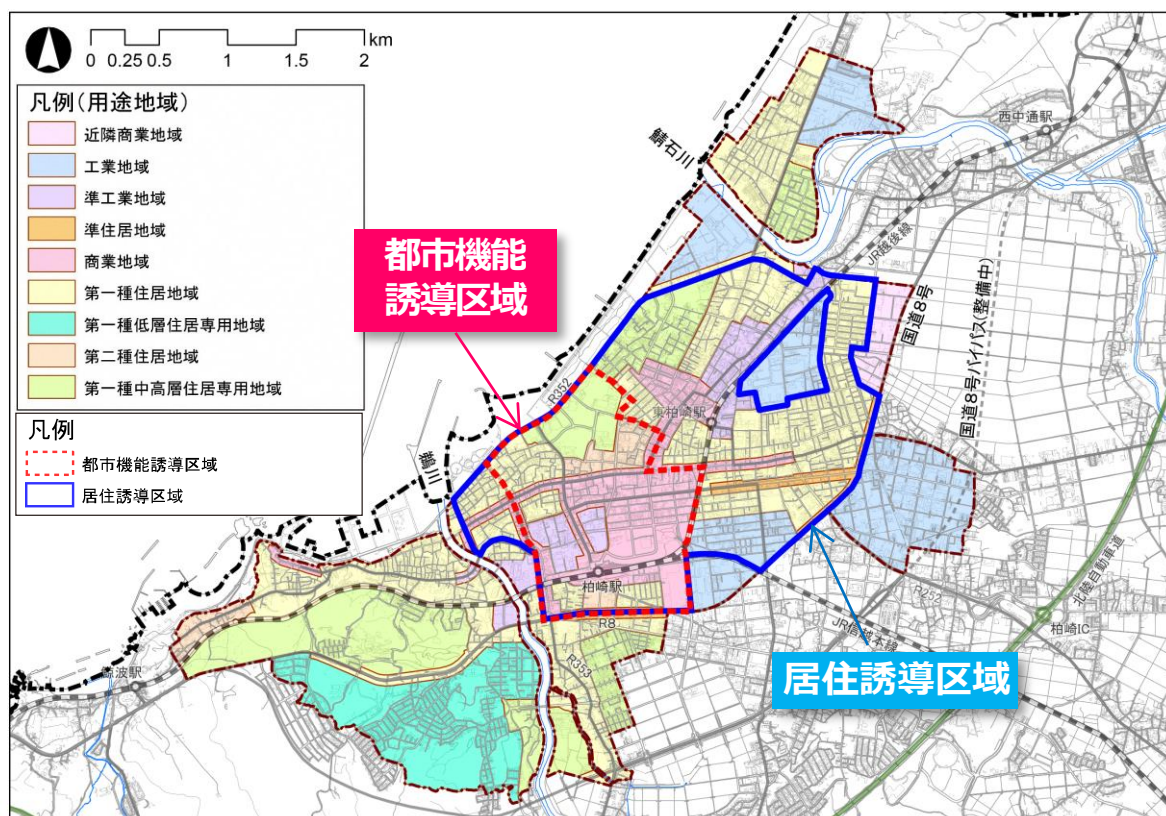
施策・誘導方針の対応	磨く つなぐ 育てる	スケジュール	短期(5年)	－
施策実施エリア	☒ 都市機能誘導区域 ☒ 居住誘導区域		中期(10年)	都市計画の見直し検討～運用
			長期(20年)	(継続的な取組)

立地適正化計画では、届出制度により、居住および都市機能を緩やかに誘導するため、区域外の開発行為や建築等行為の制限はありません。

今後、誘導施設の立地誘導や居住の誘導を進めるため、必要に応じて、用途地域の変更等、都市計画の変更を検討します。

(例)

- ・ 居住誘導区域に定めた現工業地域の用途変更
- ・ 空き地・空き家の活用促進のための制限緩和（用途変更）
- ・ 人口減少を踏まえた都市計画施設の変更 等



図：現用途地域と各誘導区域

【取組7】歩いて楽しいまちづくり

施策・誘導方針の対応	磨く つなぐ 育てる	スケジュール	短期(5年)	取組の実施
施策実施エリア	☒ 都市機能誘導区域 ☐ 居住誘導区域		中期(10年)	(継続的な取組)
			長期(20年)	(継続的な取組)

祭りなどの特別なイベントだけでなく、日常の生活においてもにぎわいを創出し、人とのつながりや今ある資源を活用した五感で楽しめる、歩いて楽しいまちなかを実現するため、ハード整備に頼らない取組(柏崎版ウォークラブルなまちづくり)を推進し、まちなかの価値・魅力向上につなげます。

－活用する今ある資源－

- ・雨にも雪にも強いアーケード
- ・見て、触れて、かおりを
楽しむまちなかアート
- ▶クジラを模した市民プラザ
- ▶駅前公園のミスト噴水は、上空から見ると柏崎らしい夕日と波
- ▶点在するストリートファニチャー
- ▶漂う挽きたて珈琲の香り 等

－まちを楽しむ仕掛けづくり(例)－

- ・まちあるきマップの作成
- ・まちなか周遊ウォークラリーの開催
- ・商店街の店舗のガラス壁面を活用した作品展示
- ・公的空間等を活用した飲食の提供、マーケットやコンサートの開催 等



図：施策実施エリア



【取組8】次世代エネルギーの活用

施策・誘導方針の対応	磨く つなぐ 育てる	スケジュール	短期(5年)	地産地消エネルギーの活用
施策実施エリア	市全域		中期(10年)	(継続的な取組)
			長期(20年)	(継続的な取組)

本市は、1900年代は石油産業のまち、1980年代から現在に至るまで原子力産業のまちとして発展してきました。

「柏崎市第五次総合計画(平成29(2017)年4月)」では、新たなエネルギーのまち(脱炭素のまち)の形成を目指すこととしています。また、「柏崎市地域エネルギービジョン(平成30(2018)年3月)」では、まずは地域資源を最大限活用する低炭素社会に向けて「再生可能エネルギーと原子力のまち」を進めるための基本方針および具体的な施策を示しています。



図：施策実施エリア

エネルギーの地産地消に向けて、地域エネルギー会社を設立するとともに、旧市役所庁舎跡地では、地産地消エネルギー活用モデル事業として積極的に取り組みます。



地中熱による融雪設備



ソーラーアーケード



太陽光・風力
ハイブリッド照明

<関連計画>

- ・柏崎市地域エネルギービジョン
(H30(2018).3 策定)

【取組9】防災指針に基づく取組

施策・誘導方針の対応	磨く	つなぐ	育てる	スケジュール	短期(5年)	防災指針に基づくハード・ソフトの取組
施策実施エリア	市全域				中期(10年)	(継続的な取組)
					長期(20年)	(継続的な取組)

安全・安心を確保するため、大雨により想定される浸水被害に対する対策を防災指針に基づき行います。

浸水想定区域を解消するようなハード整備は時間がかかるため、短期では、継続的に取り組むソフト対策による避難体制の強化により、災害が起きたら確実に“避難する”ことを重視します。浸水想定エリアでは、円滑に避難ができるよう重点的に避難場所や避難経路の確認等を進めます。

中期・長期では、短期・中期のハード整備の取組成果により、浸水想定エリアの縮小や、浸水想定深の軽減が見込まれます。鵜川ダム completionにより、1/100 規模の洪水に対応できるようになります。



(ソフト施策)

- ・避難行動に資する情報の充実
- ・よりきめ細やかな防災ガイドブックの作成
- ・地区防災計画の作成
- ・防災士養成 等

(ハード施策)

- ・雨水貯留施設の整備
- ・内水対策ポンプ施設整備
- ・堤防整備、河道掘削
- ・鵜川ダム建設 等



鵜川ダム完成予想図



鵜川左岸 第5雨水調整池(R3)

図：主な取組

<関連計画>

- ・流域治水プロジェクト(新潟県)
(R2(2020)~)

【取組 10】公共交通計画との連携

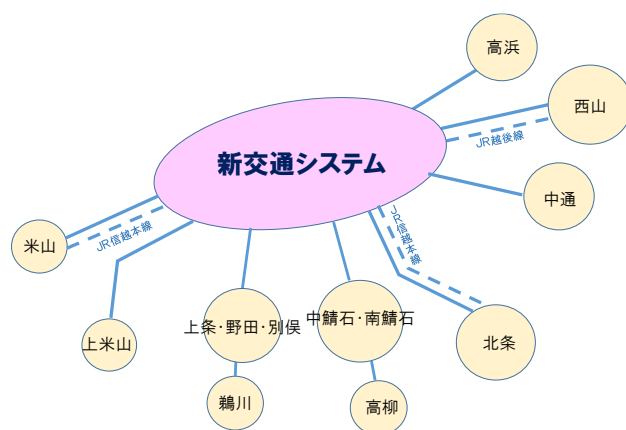
施策・誘導方針の対応	磨く つなぐ 育てる	スケジュール	短期(5年)	公共交通計画に基づく取組の推進
施策実施エリア	市全域		中期(10年)	(継続的な取組)
			長期(20年)	(継続的な取組)

本市では、「都市計画マスタープラン」において、土地利用計画や道路など都市づくりの基本的な方向性を示しています。交通ネットワーク構想として、①柏崎の活力と安全を支える広域的な交通ネットワーク、②市民生活を支え環境にも優しい交通ネットワーク、③人・自転車に優しい交通環境の構築を掲げています。特に公共交通ネットワークについては、①鉄道および幹線バスの利便性改善、②柏崎駅を中心とした公共交通ネットワークの構築、③誰もが気軽に安心して移動できる中心核の交通環境づくりを掲げています。

令和4(2022)年2月に策定した「地域公共交通計画」に掲げる「新交通システム+郊外地域交通ネットワークの構築」においては、都市機能や居住地の状況に合わせて、エリアや運行形態を再編する必要があります。

本計画における「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に当たって、公共交通は「ネットワーク」を担う重要な移動手段であり、本計画と両輪で推進する必要があります。特にまちなかの移動の円滑化、交通拠点の強化など、公共交通ネットワークの再編は、コンパクトな都市の実現において必要となってきます。

「都市計画マスタープラン」における交通ネットワーク構想を踏まえつつ、本計画で掲げる将来都市構造を実現するため、「地域公共交通計画」に基づく公共交通施策と連携した取組を検討し、展開していきます。



出典：柏崎市地域公共交通計画（令和4(2022)年2月）

図：新交通システム+郊外地域交通ネットワークのイメージ

<関連計画>

- ・ 柏崎市地域公共交通計画
(R4(2022).2 策定)

【取組 11】都市計画区域外との連携

施策・誘導方針の対応	磨く つなぐ 育てる	スケジュール	短期(5年)	連携方策の検討～実施
施策実施エリア	市全域		中期(10年)	(継続的な取組)
			長期(20年)	(継続的な取組)

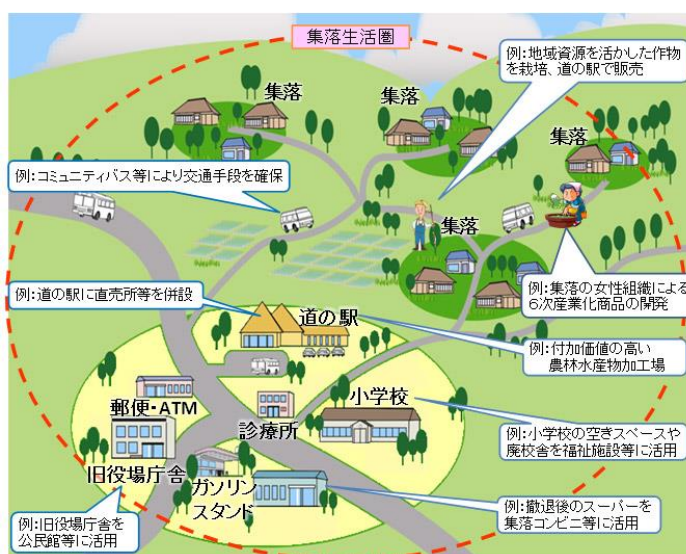
立地適正化計画は、都市計画区域内において定める計画であり、居住誘導区域や都市機能誘導区域等を定め、一定の人口密度を確保することにより、市民生活を支える各種サービス機能を維持・誘導し、持続可能なまちづくりを目指すものです。

しかし、中山間地域をはじめとした都市計画区域外や、都市計画区域内の用途未指定の地域等では、人口密度が低く、小規模な集落が広い範囲に点在しているため、それぞれの地域で、日常生活に必要なサービス機能の維持が困難な状況にあります。

その一方で、これらの地域は、国土の保全、貴重な郷土文化の伝承など、様々な多面的機能を有しているとともに、多くの市民にとっての大切な故郷でもあることから、その維持・存続に向けて、地域住民と行政が一体となって取り組んでいくことが大切です。

このような中、暮らしを守り、地域コミュニティを維持して持続可能な地域づくりを目指す取組として、「小さな拠点」づくりや「集落ネットワーク圏」の形成に注目が集まっています。

総合計画に掲げる将来都市構造で位置付けられた生活拠点および地域拠点のほとんどが、都市計画区域外の集落地域となっていますが、市民生活を支える「小さな拠点」又は「基幹集落」としての役割を担い、周辺集落と地域コミュニティ交通などの移動手段で結ぶことにより、高齢者をはじめ誰もが安心して住み続けられる生活圏の維持を検討します。



出典：内閣府資料

図：都市計画区域外における施策展開イメージ



【取組 12】 現行の他計画に基づく取組との連携

施策・誘導方針の対応	磨く つなぐ 育てる	スケジュール	短期(5年)	既存施策の推進
施策実施エリア	市全域		中期(10年)	(継続的な取組)
			長期(20年)	(継続的な取組)

本市独自の施策のほか国・県の支援制度の活用し、都市機能および居住誘導を推進します。

また、下表に示す一例のような現行の他計画等の既存施策の活用・推進・連携を図ります。既存施策については、今後必要に応じて誘導区域内への重点化等を検討します。

表：国の支援制度およびその他関連する既存施策

区分	国の支援制度	既存施策
都市環境整備	・ 集約都市形成支援事業（コンパクトシティ形成支援事業） ・ 都市構造再編集中支援事業* ・ グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 ・ 優良建築物等整備事業	
子育て支援		・ 子育て支援事業(子育て応援券事業) ・ 放課後児童健全育成事業
商業活性化	・ 商店街活性化促進事業 ・ 商店街活性化・観光消費創出事業	・ 商業活性化推進事業
空き店舗・空き地対策	・ 空き家対策総合支援事業	
居住環境整備	・ 都市構造再編集中支援事業 ・ 公営住宅整備事業 ・ 地域居住機能再生推進事業	
住み替え・移住定住促進	・ 住宅セーフティネット制度 ・ 既存住宅・リフォーム市場活性化による住み替えの促進 ・ フラット 35 地域活性化型	・ 空き家対策事業 ・ 住まい快適リフォーム事業* ・ 地域振興事業（U・I ターン住宅取得助成金*、賃貸住宅家賃補助制度*、新生活応援補助制度*、首都圏移住・就業者支援補助制度*） ・ 地域活性化対策事業（地域おこし協力隊活用事業、地域おこし協力隊定住定着支援事業）
若者をまちにとどめる		・ 雇用促進事業 ・ 医療従事者確保事業（勤務医・看護師子育てサポート事業）（看護師就職助成金*、診療所開設支援補助金*、介護職員就業支援事業*、介護人材確保支援事業移住支援金(新潟県)*） ・ 子どもの医療費助成 ・ ひとり親家庭等医療費助成事業
公共交通利用促進	・ 地域公共交通確保維持改善事業	・ 人口集中地域における新交通システムの構築 ・ 交通弱者のための利便性向上策・利用促進策
歩きたくなるまちづくり	・ まちなかウォーカブル推進事業 ・ バリアフリー環境整備促進事業	
新エネルギー活用・新産業の推進	・ 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	・ 次世代エネルギー活用推進事業 ・ 地球温暖化対策事業 ・ 環境・エネルギー産業拠点化推進事業（地球エネルギー会社連携事業） ・ 情報産業育成振興事業 ・ IoT 推進事業
産業を活かし稼ぐ力向上		・ 創業支援事業（創業者支援補助金*、創業者家賃補助金*） ・ 柏崎・社長のたまご塾事業
雪・災害に強いまち	・ 都市防災総合推進事業 ・ 宅地耐震化推進事業 ・ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業	・ 克雪すまいづくり支援事業* ・ 道路除排雪費補助金 ・ 木造住宅耐震改修事業

※太字*の支援制度および既存施策については、次のページ以降に制度概要を詳述

【参考：定住促進に関する補助制度】

前のページにあげた支援制度のうち、現在本市が取り組む定住促進に関する補助制度や人材不足解消に向けた補助制度を詳述するとともに、立地適正化計画に基づく事業に対する国の支援制度、まちなかの賑わい創出のための新潟県の補助制度を紹介します。

住宅のリフォーム・店舗の改修等の補助制度

(令和 3 (2021) 年時点)

補助制度	説明	補助額の例
住まい快適リフォーム事業	個人住宅の長寿命化や住環境の快適性の向上、移住定住を促進するため、リフォームにかかる工事費を補助	通常 上限 15 万円 子育て世帯 上限 30 万円 2 世帯住宅 上限 35 万円 ※いずれも対象工事費の 20% 以内
克雪すまいづくり支援事業	雪下ろしをする必要がない克雪（こくせつ）住宅を整備するために費用を補助	要援護世帯：上限 55 万円 その他世帯：上限 44 万円
創業者支援補助金	創業時の費用負担を軽くするため、広告宣伝と事務所・店舗等の改装にかかった費用を補助	広告宣伝費：10 分の 10、 最大 30 万円 改装費等：2 分の 1、 最大 30 万円
創業者家賃補助金	創業時の費用負担を軽くするため、事業所または店舗の家賃と、柏崎コワーキングスペース「K. Vivo（ケー・ドット・ヴィーヴォ）」の月額利用料を補助	広告宣伝費：10 分の 10、 最大 30 万円 改装費等：2 分の 1、 最大 30 万円

U・I ターン者への補助制度

(令和 3 (2021) 年時点)

補助制度	説明	補助額の例
U・I ターン住宅取得助成金	柏崎市への定住促進および地域経済の活性化を図るため、資金を借り入れ、マイホームを取得する U・I ターンの方を助成	助成金額：10 万円 ※助成金加算の例 転入する世帯人数が 3 人以上の場合 = 10 万円 申請者の世帯に 18 歳未満の子どもがいる場合 = 子 1 人につき 5 万円
賃貸住宅家賃補助制度	県外から柏崎市に U・I ターン就職し、市内に賃貸住宅を契約し居住する方を対象に家賃を補助	助成金額：月額家賃から住宅手当等を除いた額の 3 分の 1 の額 (上限月額 2 万円、 千円未満切り捨て) ※助成金加算の例 補助対象者の世帯に中学生以下の者がいる場合、月額 5 千円を加算
新生活応援補助制度	若者の定住促進を図るため、新規就労者やテレワーカー、個人事業主で、新生活を始める方を対象に最大 5 万円を補助	県内の他市町村から 柏崎市に転入した方：3 万円 県外から 柏崎市に転入した方：5 万円
首都圏移住・就業者支援補助制度	市内中小企業等の人手不足の解消や地域社会が抱える課題を解決することを目的に、東京 23 区等から柏崎市に移住し、各種要件を満たした方に移住支援補助金を交付	2 人以上の世帯の場合：100 万円 単身世帯の場合：60 万円

専門職人材確保の補助制度

(令和3(2021)年時点)

補助制度	説明	補助額の例
看護師就職助成金	市内の病院等で働き始める看護師を応援するため、就職助成金を交付	助成金：20万円 ※就職に合わせて柏崎市に転入した場合、10万円を加算（転入加算）
診療所開設支援補助金	市内に新たに診療所を開設する医師を応援するため、施設整備および設備整備を行う開設者等に対し、補助金を交付	補助率：2分の1 (診療科目が小児科または産科の場合は、3分の2) 補助限度額：1,000万円
介護職員就業支援事業	介護施設および病院における介護従事者不足の解消を図るため、介護職に関する資格を有する方が柏崎市内の介護施設または病院に新たに就職する場合に補助金を交付	助成金の例：30万円 介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士の資格を保有の方で柏崎市内の介護施設・病院への就職に合わせて柏崎市に転入した場合
介護人材確保支援事業移住支援金(新潟県)	東京圏から新潟県内に移住し、介護職員、生活相談員又は介護支援専門員として新潟県内の介護サービス施設・事業所に就業した方又は就業予定の方に移住支援金を支給	2人以上の世帯の場合：50万円/世帯 単身世帯の場合：30万円/人

その他

(令和3(2021)年時点)

補助制度	説明	補助額の例
国土交通省の立地適正化計画の推進に関する補助制度	○都市構造再編集集中支援事業 「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内(おおむね5年)の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的・集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。 【基幹事業】 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設)、土地区画整理事業等 【提案事業】 事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業) 	事業主体 :市町村、民間事業者、都市再生協議会等 国費率 :1/2 (都市機能誘導区域内) 45% (都市機能誘導区域外)
新潟県のにぎわい創出に関する補助制度	市町村が主体的に取り組むまちづくりに検討段階から県も連携して取り組み、それぞれの役割分担のもと全国的に発信できるような魅力的なまちづくりを進めることを目的とし、駅周辺などの旧中心市街地部や歴史的、景観的に優れた地区などのまちづくりにおいて、市町村が取り組む初期期の事業検討調査に対し補助する制度 	補助率 :1/2 (1市町村 200万円/年、 最長3年 500万円) ただし、改正都市再生特別措置法に基づく魅力的なまちづくりの取組については、別途2年300万円を追加

6.3 計画の評価方法および管理

6.3.1 評価指標(目標値)の設定

都市計画運用指針では、おおむね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析および評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討することが望ましいとされています。

本市では下記に示す評価指標および目標値に基づき計画の進捗状況を把握し、必要に応じ計画や施策の見直しを行います。

【本計画における評価指標と目標値】

評価指標	現状値 H27(2015)	基準値(推計値) R22(2040)	目標値 R22(2040)	(参考)中間値 R7(2025)
居住誘導区域内の 人口密度	31人/ha ^{※1} (用途地域内) 39人/ha ^{※1} (居住誘導区域内)	21人/ha ^{※2} (用途地域内) 26人/ha ^{※2} (居住誘導区域内)	31人/ha (居住誘導区域内)	35人/ha (居住誘導区域内)
		 約32%減 (対現状値、各区域)	 約19%増 (対推計値)	 居住誘導区域内の 現状の傾向のまま 推移した値を維持 (対R7推計値 ^{※3})

※1：H27(2015)国勢調査人口を基に算出

※2：施策を講じず現状のまま推移した場合の将来人口推計で、H22(2010)年国勢調査により作成した人口分布図を基に、社人研にて公表されている要因を加味し100mメッシュごとに推計して算出

※3：R7(2025)推計値：35人/ha(居住誘導区域内)



【誘導方針・施策ごとの評価指標と目標値】

若者・子育て世代を始め多世代が集える魅力あるまちなか形成
～資源を「磨く」まちづくり～

評価指標	現状値 H30(2018)～ R3(2021)	基準値(推計値) R22(2040)	目標値 R22(2040)	(参考)中間値 R7(2025)
まちなか（都市機能 誘導区域）内の地価	R3(2021) 55,800 円/㎡※1	28,500 円/㎡※2	42,200 円/㎡※3	48,500 円/㎡
		 約 49%減	 約 47%増 (対推計値)	 現状の傾向のまま 推移した値を維持 (対 R7 推計値※4)
まちなか（都市機能 誘導区域）内の土地・ 建物の固定資産税・ 都市計画税	R3(2021) 土地：2.3 億円 建物：3.7 億円 6.0 億円※5	4.8 億円	5.4 億円※7	5.7 億円
		 約 22%減※6	 約 12%増 (対推計値)	 現状の傾向のまま 推移した値を維持 (対 R7 推計値)
まちなか（柏崎駅前） に対する市民 満足度	R2(2020) 29%※8	—	40%※9	—
			 約 3 割増 (対現状値)	

※1：都市機能誘導区域内の商業地の R3(2021)年度公示・基準地価(駅前 2 丁目、東本町 2 丁目の 2 地点)の平均値（100 円以下切捨て）

※2：2 地点の過去 10 年(H23(2011)年→R3(2021)年)の推移が今後も続くと想定し、その変動率▲0.297(10 年、▲0.0346/年)を基準値に毎年乗じた値（100 円以下切捨て）

※3：地価の下落を半減に抑制することを目標として設定（ただし、施策効果はおおむね 5 年後(R8(2026))から発現すると想定）
→R7(2025)まで：推計値通りに推移、R8(2026)～R22(2040)：変動率（▲0.0146/年）で毎年推移

※4：R7(2025)推計値：48,500 円/㎡

※5：柏崎市資料（固定資産税・都市計画税収調査票）

※6：地価の推計値（※2）に批准して、土地にかかる税収の減少を想定

※7：地価の目標値（※3）に批准して、土地にかかる税収の減少抑制を想定

※8：R2(2020)柏崎市市民アンケートにおいて、柏崎駅周辺の整備に対して「満足」「どちらかといえば満足」と感じる市民の割合

※9：R2(2020)柏崎市市民アンケートにおいて、「わからない」と感じる市民 11%が「満足」に感じることを目標として設定

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

参考資料

■（参考：設定根拠）都市機能誘導区域内における地価の下落の抑制

都市機能の充実等による利便性の向上、歩いて楽しいまちづくり等の推進による魅力の向上等に伴い都市機能誘導区域内における公示・基準地価の平均価格(商業地)の下落を抑制します。

現状値	55,800 円/㎡ (R3(2021))
基準値(推計値)	28,500 円/㎡ (R22(2040))
目標値	42,200 円/㎡ (R22(2040))
算出方法 (データ出典)	都市機能誘導区域内の ・ 地価公示(国土交通省)：柏崎 5-1(駅前 2-3-11) ・ 基準地価(新潟県)：柏崎 5-2(東本町 2-7-48) の平均値(100 円以下切捨て)
設定の考え方	【都市機能誘導区域内の地価公示平均価格(商業地)の推移】 ・ 都市機能誘導区域内の地価平均価格(商業地)は直近の 10 年間(H23(2011)年から R3(2021)年)で 79,500 円/㎡から 55,850 円/㎡と下落 ・ 基準値(推計値)は、将来もこのままの変動率で推移すると想定 ↓ 【目標値の考え方】 ・ まちなかの魅力向上等により現在の地価低下に歯止めをかける観点から、将来の下落額(現状値と基準値(推計値)の差：27,300 円/㎡)を半分の 13,600 円/㎡に抑制することを目指し設定 ・ なお、施策効果がおおむね 5 年後から発現すると想定し、R7(2025)年までの 5 年は、基準値(推計値)と同様に推移し、その後 R22(2040)年までは目標値に向けて下落率が抑制されると想定



安全・安心のもとで、住みたい・住み続けたいまちをかなえる環境整備 ～豊かな暮らしを将来に「つなぐ」まちづくり～

評価指標	現状値 H27(2015)	基準値(推計値) R22(2040)	目標値 R22(2040)	(参考)中間値 R7(2025)
居住誘導区域内の 若者・子育て世代 (15～39歳)人口	4,200人 ^{※1}	2,000人 ^{※2}  約52%減	2,400人 ^{※3}  約20%増 (対推計値)	3,400人  約5%増 (対R7推計値 ^{※4})

※1：H27(2015)国勢調査人口を基に算出

※2：施策を講じず現状のまま推移した場合の将来人口推計で、H22(2010)年国勢調査により作成した人口分布図を基に、社人研にて公表されている要因を加味し100mメッシュごとに推計して算出

※3：5年ごとに400～500人減少（年間100人程度減少）見通しを毎年2割程度抑制（20人/年×20年）

※4：R7(2025)推計値：3,300人(居住誘導区域内)

まちぐるみで、エネルギーや新技術の積極的な活用推進 ～地域の力を「育てる」まちづくり～

評価指標	現状値 H30(2018)	基準値(推計値) R22(2040)	目標値 R10(2030)	(参考)中間値 R7(2025)
エネルギー自給率	1.2%	—	10%  約8倍増 (対現状値)	—

6.3.2 目標の達成により期待される効果

居住誘導区域内の人口密度を一定程度維持することで、都市機能の維持を図り、都市機能誘導区域の地価の下落を抑制し、行政運営に必要な自主財源の確保に寄与します。

効果指標	目標の達成により期待される効果 ^{※1}
市税収入の減少の抑制 (固定資産税 ・都市計画税)	20年間（R3(2021)からR22(2040)）の市税収入 (現在の傾向のまま推移した場合（収入減少）の抑制) 累計額約5億円

※1：目標値と推計値との差、固定資産税および都市計画税を用いて算定

都市機能誘導区域および居住誘導区域の宅地面積は、市街化区域と各誘導区域面積比を按分

6.4 計画の効果的な推進

6.4.1 計画の進捗管理

立地適正化計画は、20年後の令和22(2040)年を目標年次としますが、おおむね5年ごとに誘導施策の実施状況の確認や、目標指標の達成状況の評価・分析を行った上で改善を図る「PDCAサイクル」を繰り返すことで、まちづくりの方針や将来像の実現を目指します。

また、進捗状況を評価した上で、社会経済情勢や制度改正、上位計画の見直しなどを踏まえた計画の見直しや、誘導施策等の具体的な検討を実施するなど、柔軟かつ効果的な運用を行います。

評価結果については、都市計画に関する専門性を有する柏崎市都市計画審議会等に報告し、意見を踏まえながら改善策を検討し、施策の充実・強化を図ります。



6.4.2 多様な主体の連携・協働の推進

計画的なまちづくりを推進するため、社会経済情勢の変化や地域住民のニーズに柔軟に対応しながら、個々の利益を追求するのではなく、住民・事業者・行政が適切な役割と責任を果たしながらも、互いに協力し、連携・協働することが重要です。

また、まちづくりの主体は、行政だけでなく、地域住民やNPO等の自主的な活動、住民と行政、企業と行政など多様な主体の連携が重要です。

行政においても、医療、子育て、防災、産業振興、都市整備、交通など関連する部局・機関間のより一層の密な連携が重要です。

こうした観点から、個別施策の実施にあたっては、多様な団体などとの連携・協働の推進を図ります。



6.4.3 わかりやすい情報発信

本計画の推進のため、届出制度や誘導施策、まちづくりの取組状況などをホームページや広報紙のほか、ターゲットとしている若者への情報発信ツールとして有効なSNS等を通じて適宜情報発信を行います。

また、不動産業者と連携し、若者世代のための住宅供給や空き家の有効活用を行うなど、居住誘導区域における住宅情報の発信などを検討します。